

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等  
及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書

事業年度			平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名		
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①		所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式<68>又は別表5<23>)-⑦)	⑨
	私財提供を受けた金銭の額	②			⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式<68>又は別表5<23>)	⑩
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪
	計 (①+②+③)	④			④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫
欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑬の計)		⑬
	適用年度終了の時ににおける資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△	欠損金額等からしないものとする金額 (⑩と⑬のうち少ない金額)		⑭
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額(別表9④の計)	⑦		/		
	差引欠損金額等 (⑤-⑥-⑦)	⑧				
欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整						
発生事業年度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③-④)		欠損金額等からしないものとする金額 (当該発生事業年度の⑩と⑬-当該発生事業年度前の⑩の合計額)のうち少ない金額)		差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮-⑯)	
	⑮		⑯		⑰	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円		円		円	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
計						

第六号様式別表十一 (提出用・控用)

## 第6号様式別表11記載要領

- 1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
  - (1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人
  - (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の13の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人
- 2 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。
  - (1) 「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」の欄 法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人
  - (2) 「⑦の金額等を控除した後の所得⑨」及び「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」の欄 1(1)に掲げる法人
  - (3) 「⑦の金額を控除する前の所得⑩」及び「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の欄 1(2)に掲げる法人
- 3 「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」及び「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の欄は、法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。
- 4 ⑬から⑰までの各欄は、法人が法人税法第59条第2項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。
- 5 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。

(昭42省令29・一部改正・昭44省令9・一部改正・昭47省令15・一部改正・昭51省令9・一部改正・昭56省令31・全改・平15省令54・全改・平15省令110・全改・平16省令77・一部改正・平17省令80・一部改正・平21省令56・一部改正・平22省令81・一部改正・平23省令132・一部改正・平23省令156・一部改正・平24省令53・全改・平25省令70・一部改正・平27省令54・一部改正・平28省令69・一部改正・平30省令42・一部改正)